

中華人民共和国 / 中华人民共和国

中華人民共和国大使館 中华人民共和国大使馆 Embassy of the People's Republic of China in Japan http://jp.china-embassy.gov.cn/	
父母が中国国籍で子どもが日本で生まれた場合	父母为中国国籍的子女在日本出生的情况
国籍のルール / 国籍規定	
父母のどちらか一方が中国籍であれば、子どもは中国国籍を取得できます。 父母のどちらかが中国籍以外の場合や、最新の情報は提出先にご確認ください。	如父母中任何一方为中国国籍，子女即可取得中国国籍。 父母任何一方不是中国国籍的情况或最新信息请向受理机构确认。
手続き / 手續	
子どもが生まれたら、まずは「中国領事」APP アプリに登録して子のパスポート申請を行います。 ただし、日本の中国大使館では、子の出生登録はできません。別途、中国の戸口簿への登録手続きが必要です。 外務省で「出生届記載事項証明書」のアポスティーユ(公文書に対する外務省の証明)を行い、中国で登録をします。 なお、生まれる前に「準生証(出産許可証)」の手続きをしておく戸口簿への登録がスムーズです。	子女出生后，首先应在“中国领事”APP 中注册并申请孩子的护照。 但在日本的中国大使馆无法进行子女的出生登记，需要另行办理中国户口簿的登记手续。 日本外务省将为“出生届记载事项证明书”进行海牙认证（外务省对公文的认证），之后您可以在中国办理登记。 此外，在出生前办理好《准生证（分娩许可证）》，办理户口簿登记手续会更加顺畅。
日本の役所で取得する書類(入管用・大使館用) / 在日本的役所获取的文件(入管用、大使館用)	
その他、本国の書類(父母の結婚証明書など)がある場合があります。大使館に確認してください。／此外，可能会需要本国文件(父母的结婚证等)。请向大使馆确认。	
<ol style="list-style-type: none"> 出生届受理証明書(原本)2通 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の申請(入管用) ・パスポート申請(中国大使館)用 出生届記載事項証明書(原本) 1通 <ul style="list-style-type: none"> ・戸口簿登録(本国の戸口簿住所地)用→外務省のアポスティーユ必要 子どもを含めた「世帯全員の住民票」(原本)1通 入管用 子どもを扶養する人の住民税の課税証明書(原本) 1通 入管用 子どもを扶養する人の住民税の納税証明書(原本) 1通 入管用 	<ol style="list-style-type: none"> 出生届受理证明书(原件)3份 <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の申請(入管用) ・护照申请(中国大使館)用 ・戸口簿登记(本国的戸口簿居住地)用→需要日本外务省的海牙认证 包括子女的《家庭全员的住民票》(原件)1份入管用 抚养子女的人员的住民税的课税证明书(原件) 1份入管用 抚养子女的人员的纳税证明书(原件) 1份入管用
お役立ち情報 / 溫馨提示	
2023年11月7日から、中国の「外国公文書の認証を不要とする条約」の締約に伴い中国大使館での領事認証は不要となり、日本の外務省での「出生届記載事項証明書」のアポスティーユを持って戸口簿への登録ができます。 なお、翻訳文の必要有無又は翻訳者の要件などは事前に中国の提出先に確認してください。	自2023年11月7日起，随着中国签署了《取消外国公文书认证要求的公约》，之后便不再需要在中国大使馆进行领事认证，您只需持有“出生届记载事项证明书”在日本外务省的海牙认证，即可至相关部门办理户口登记。 此外，关于翻译件是否需要或译者需具备的条件等问题，请事先向中国的受理机构确认。

※上記は両親が中国籍である場合を基本にした参考情報です。
※以上为以父母均为中国国籍的情况为主的参考信息。

確認日:2024年8月17日(hm) 确认日:2024年8月17日(hm)